

## 報告書(第1回)

令和8年4月20日

東京地方裁判所民事第8部非訟係 御中

清算人 弁護士 伊藤 尚

### 第1 解散命令の効力の発生及び清算手続の開始

#### 1 解散命令の効力の発生及び清算人選任決定

世界平和統一家庭連合(以下「本法人」という。)は、令和7年3月25日に東京地方裁判所から解散命令を受け、この解散命令に対する即時抗告を東京高等裁判所に対して行っていたが、東京高等裁判所は、令和8年3月4日、即時抗告を棄却する決定をした。これにより、同日、本法人に対する解散命令の効力が生じた。

これを受け、東京地方裁判所は、同日、本法人の清算人として当職を選任した。また、本法人の解散命令の効力発生により、本法人の代表役員及び責任役員らは、いずれも退任した(宗教法人法第49条第7項)。

#### 2 清算事務の開始

清算人選任決定を受け、清算人は、令和8年3月4日(以下「清算開始日」という。)、清算人常置代理人35人、清算人補佐5人及び清算人代理人375人(以下、これらの者及び清算人を併せて「清算人団」という。)を選任し、清算事務を開始した。

### 第2 清算事務の概況

#### 1 本法人の施設及び資産の保全

清算人団は、清算開始日から概ね1週間以内に、全国各地に存在する400か所を超える本法人の施設を訪問するなどし、各施設の状況を確認して、各施設及びこれに帰属する本法人の資産の保全活動を行った。また、本法人の本部(東京都渋谷区松濤)及び主要施設には、清算人団に加えて公認会計士及び電子データの把握解析等の専門家らも同行し、主要な帳簿類及びデータを確保する活動を行った。

清算人団は、清算開始直後に本法人に属する預貯金口座の取引一時停止を金融機関に対して要請し、本法人が口座を開設するほぼ全ての金融機関における口座取引を一時停止した。この取引停止措置により少なくとも400億円の預貯金を保全した(正確な金額は現在集計中である。)

## 2 清算事務の経過の概要

清算開始日から本報告書提出日までの清算人団による主な清算事務の経過の概要は、以下のとおりである。

### (1) 清算人ホームページ及びコールセンターの開設

清算人団は、システム開発会社の助力を得て、清算開始日に清算人ホームページを開設した。清算人ホームページには、清算開始に伴う各種のお知らせ、よくある質問等とこれに対する回答、清算手続に関する問合せの方法及び問合せフォームなどを掲載している。債権者による本法人に対する債権申出（後記(6)参照）もこの清算人ホームページを通じて行うことができるようにする予定であり、債権申出期間が始まる前には、債権申出の方法等を清算人ホームページに掲載する予定である。

また、清算人団は、コールセンター業務受託会社の助力を得て、清算開始日に清算人コールセンターを開設した。

清算人ホームページの問合せフォーム及び清算人コールセンターを通じて寄せられた質問等については、清算人団がこれに対応している。

### (2) 会計・経理

清算開始前において、本法人の各施設に属する職員に対する給与その他の各施設の費用の支払は、当該各施設からなされていた。清算開始後は、これらの支払を本法人の本部から集中的に行うことができるようにするため、本法人の一部の職員（本部の経理担当者ら並びに各施設の会計担当者及び総務担当者ら）、公認会計士及び経理業務専門会社の助力を得て、全国の各施設から本部への情報の集約及び経理体制の整備を進めている。

また、これと並行して、清算開始日現在の財産目録の作成作業に着手するとともに、月次決算体制の構築を進めている。

### (3) 労務

#### ① 雇用関係等

本法人には、清算開始日時時点で約1,900名の職員がいた。清算開始後に本法人を退職した職員（後記②の令和8年3月10日付で退職した希望退職者を含む。）がおり、本報告書提出日時点の職員は約1,400名である。

清算開始後、清算人団は、職員の業務内容及び状況を確認し、清算事務に必要な助力を得る必要がある職員の有無及び範囲を見極めるため、一部の職員（前記(2)の経理担当者ら並びに会計担当者及び総務担当者ら）を除いて、原則として当面の間自宅待機としてきた。そして、今後の清算事務に必要な経理、総務、法務、人事及びIT等の担当職員を除く約900名の職員について、令和8年5月20日をもって解雇をするため、解雇予告通知をした。

なお、清算人団は、清算開始後に本法人を退職する職員（後記②の令和8年3月10日付で退職した希望退職者を含む。）について、公益財団法人産業雇用安定センターの再就職支援サービスを受けられるよう申込みを行い、同センターより清

算人からの申込みを受諾する旨の連絡を受けた。

また、本法人は、清算開始前に、信者らとの間で業務委託契約を締結し、本法人の基盤であった宗教団体の教義の布教活動等を信者らに委託していたが、清算開始に伴い同契約を終了させた。

## ② 割増退職一時金等の取扱い

本法人が定める退職金規定には、退職した職員に対して支給する退職金として、基本退職金、割増退職一時金及び功労金が規定されている。

本法人は、その清算開始前である令和6年12月25日、退職金規定を改定している。改定内容は、改定前には存在しなかった割増退職一時金制度を創設するものであった。この改定は、文部科学大臣が本法人の解散命令を申し立てた令和5年10月13日の後になされたものであり、改定を決議した令和6年12月25日開催の本法人責任役員会の議事録によれば、この改定は、本法人の解散が確定した場合に備えたものであるとされている。

また、本法人は、解散命令事件の抗告審において最終準備書面を提出した後の令和8年1月28日、その職員の希望退職措置を開始し（募集期間：同年1月29日～2月20日）、約340名の職員が退職することとなった。希望退職者の退職日は令和8年3月10日とされ、希望退職者に対する退職金の支給日は同年4月24日とされた。希望退職者の中には、生活苦や希望退職措置への応募のインセンティブを理由に一定額を追加支給することとされた者（①）がいる。加えて、韓国人の希望退職者（②）に対しては、再就職の困難性を理由に俸給月額3か月分を追加支給することとされた。これら①②の支給は、功労金の性質を有するとみられるものの、その支給根拠や支給額の当否が必ずしも明らかでない。

このように、退職金規定に定められた職員の退職金（基本退職金、割増退職一時金及び功労金）のうち、割増退職一時金及び功労金に係る債権については、清算開始前にその支給が決定された経緯及び支給根拠等について調査及び検討を要することから、裁判所の許可を得た上で、職員に対して支給する退職金を基本退職金のみとすることとした。

## (4) 不動産及び墓地・霊園

### ① 不動産

本法人は、約200件の不動産を所有し、約700件近くに上る不動産を賃借している。

所有不動産については、清算人団において今後その対応方針を決定する予定であるが、遊休不動産については、先行して売却活動に着手する予定である。

賃借不動産については、清算開始前から解約を予定していた賃借不動産や現に居住者がいない賃借社宅などについて先行してその解約手続を進めてきたが、各施設についての賃料や管理諸経費の支出も相応の額に及ぶことから、賃貸借契約の終了を図るべく、今後、上記以外の賃借不動産についても賃貸借契約の解約及び明渡しに向けた作業に着手することとする。

## ② 墓地・霊園

本法人には、関係する墓地・霊園が全国に9か所ある。墓地・霊園に係る不動産の権利状況や、その経営者及び管理者の状況はさまざまであることから、清算人団は、墓地・霊園を所管する都道府県及び市町村に相談をし、かつ関係者とも協議をしながら、墓地・霊園の取扱いを検討する予定である。

なお、墓地、埋葬等に関する法律の規定により、埋葬、埋蔵又は収蔵の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならないとされていることから（同法第13条）、清算開始前と同様に、埋葬及び納骨の申出は受け付けることとしている。他方で、清算開始に伴い本法人は宗教活動を行うことができなくなったため、墓地・霊園の利用者からの献金は受け付けず、また本法人として埋葬儀式や慰霊祭などの催しは行わないこととしている。

## (5) 訴訟等

清算開始日現在において本法人を当事者として係属中の訴訟及び調停については、清算人団に属する弁護士が訴訟代理人又は手続代理人となったうえで、各訴訟及び調停の内容及び進行状況を踏まえて、対応を検討している。

## (6) 債権申出の受付の準備

債権者による本法人に対する債権の申出期間（宗教法人法第49条の3第1項）は、令和8年5月20日から1年間を想定しており、同年4月22日から同月24日にかけて、債権の申出を催告する官報公告を予定している。

債権の申出は、書面又はオンラインによる方法を想定しており、清算人団は、システム開発会社の助力を得て、債権申出の受付準備を進めている。

以上